

## 指名停止措置一覧

平成31年4月13日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
工 事	78	㈱カルヤード	平成30年12月5日～ 平成31年12月4日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災小島漁港海岸保全施設災害復旧工事（工期：平成28年9月3日から平成30年10月31日まで）において、作業員不足など施工体制が整わず工事が進捗できなかつたため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、現地着手後の平成29年2月から平成30年7月末までの18か月間で約15%の進捗のみであった。</p> <p>工事の進捗については、口頭や文書で指示をしているが、具体的な対応がなされず、その間、実施可能な工程資料を求め、資料の提示を受けたが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であった。さらに、遅延の理由については、明確な説明がなく、工期末日に工事の完成に至らなかつた。</p>
工 事	78	㈱カルヤード	平成31年12月5日～ 平成32年12月4日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧工事（工期：平成28年9月3日から平成31年1月31日まで）において、作業員不足や施工体制の整備など請負者側の各種対応が整わず工事が進捗できなかつたため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、工事期間（平成29年2月から平成30年12月まで）23か月で約15%程度の進捗のみであった（平成30年9月末以降の履行報告書が提出されていない）。</p> <p>工事の進捗については、口頭や文書で指示をしてきたが、具体的な対応がなされなかつた。また、遅延の理由についても、明確な説明がなかつた。さらに、平成30年11月に工程表の提出があつたが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であり、工期末日に工事の完成に至らなかつた。</p> <p>このことから、工事請負契約書第47条第1項第2号前段の規定により、工事請負契約の解除となつたもの。</p>

## 指名停止措置一覧

平成31年4月13日現在

コンサル	3359	(株)日本港湾コンサルタント東北支店	平成31年4月13日～ 平成31年5月12日	<b>【指名停止要件】</b> 過失による粗雑工事 <b>【指名停止理由】</b> 左記業者については、宮城県（以下。「県」という。）が発注する設計業務及び防潮堤外工事において、平成29年2月に国土地理院が水準点を改定したことに伴い、施工途中の工区のうち魚町地区防潮堤の高さを変更するにあたり、設計業務の設計業者である「(株)日本港湾コンサルタント」及び防潮堤外工事の施工業者である「(株)小野良組」並びに発注者である県に過失があったため、当該防潮堤が変更計画より22cm高く施工されたことが平成30年3月6日に判明したもの。
工事	1151	(株)小野良組		
工事	1035	熱海建設(株)	平成31年3月21日～ 平成31年4月20日	<b>【指名停止要件】</b> 廃棄物処理法違反 <b>【指名停止理由】</b> 左記業者については、宮城県仙台地方振興事務所が発注する農地復旧除塩及び海岸復旧工事に関し、宮城県塩竈市浦戸寒風沢字小峯の畑において、廃棄物である木くず等約384キログラムを焼却したとして、廃棄物処理法違反により平成30年12月19日に当該業者及び同社の使用人2名が起訴され、同月25日に当該業者が罰金100万円、同工事長が罰金50万円及び同契約社員が罰金30万円の略式命令を受けたもの。
コンサル	3055	(株)江合技術コンサルタント	平成30年11月12日～ 平成31年7月11日	<b>【指名停止要件】</b> 独占禁止法違反行為 <b>【指名停止理由】</b> 左記業者については、宮城県北部土木事務所発注の特定建設関連業務の入札において、平成30年7月26日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。
コンサル	3060	(株)栄和技術コンサルタント	平成31年1月12日～ 平成31年9月11日	
コンサル	3081	(株)大崎測量設計コンサル		
コンサル	3440	(株)マドック		
コンサル	3485	(有)和光測量設計社		

## 指名停止措置一覧

平成31年4月13日現在

工事	1734	日本道路(株)宮城営業所	平成31年1月31日～ 平成31年5月30日	<b>【指名停止要件】</b> 独占禁止法違反行為 <b>【指名停止理由】</b> 左記業者については、成田国際空港(株)発注の舗装工事の入札において、平成30年3月28日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。
----	------	--------------	---------------------------	--